

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準維持向上を図るため、国の責務において義務教育に携わる職員の給与等を負担することとして確立され、現行教育制度の根幹を形成している。

しかし、政府は、三位一体の税財政改革とあいまって、義務教育費国庫負担制度の見直しを強めているが、これは、国と地方の費用負担の在り方と教育の質的論議を行うことのない状態で、国庫補助負担金を削減することに特化されたものである。

地方財政は極めて厳しい状況にあり、特に、教員とともに学校運営に重要な役割を担う学校事務職員や学校栄養職員の給与等を国庫負担の対象外とするなどの新たな地方財政負担の増加は、教育諸条件に大きな影響を与えることとなる。

よって、国及び政府は、学校事務職員、学校栄養職員をはじめとする教職員給与費、退職手当、児童手当等に対する義務教育費国庫負担制度を堅持することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成16年7月7日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣